

労災保険の給付を受けている方に対する 船員保険からの「上乗せ給付」について

「休業手当金」のお手続きもお忘れなく！！

◆職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより、療養のため労働をすることができず労災保険の休業（補償）給付を受けている船員の方は、船員保険から休業手当金を受け取ることができます。その他にも、休業特別支給金が受けられる場合があります。

休業手当金	船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るとき、船員保険から給付を行います。 なお、休業3日目まで（待期間）は労災保険からの給付はありませんが、船員保険からは給付があります。
休業特別支給金	労災保険で算定された給付基礎日額に30を乗じた額にあてはまる標準報酬月額等級が、船員保険の標準報酬月額等級を下回るとき、法定給付を補完するものとして、船員保険から給付を行います。 対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。

◆職務上の事由や通勤災害による病気やけがにより障害が残ったり、死亡したため労災保険の給付を受けている船員や遺族の方は、船員保険から次の「上乗せ給付」が受けられる場合があります。

障害年金、遺族年金 障害手当金、遺族一時金	船員法の災害補償が労災保険の給付を上回るときなど、一定の要件を満たす場合に船員保険から給付を行います。 対象となる方には、船員保険部から申請書をお送りしますので、ご申請をお願いします。
特別支給金 経過的特別支給金	

令和4年度 船員保険事務担当者説明会(オンライン)のご案内

船員保険事務をご担当されている皆さまに向けた、船員保険の事務説明会をZoomアプリによるオンライン形式で開催します。

〈 今回の内容 〉

- ① 下船後の療養補償についての制度概要、申請時のポイントなど
- ② 健診・保健指導について

〈 日 程 〉

	開催日	時間
第1回	6月28日（火曜日）	14：00～14：30

◆Zoomのログインに必要なID及びパスコード

ID：954 0361 7715 パスコード：627647



全国健康保険協会
船員保険

〒102-8016 東京都千代田区富士見2-7-2ステージビルディング14階
TEL 03-6862-3060（携帯電話・IP電話ご利用の方）
0570-300-800（固定電話ご利用の方は市内通話料金）

メルマガ
「うみがめ〜る」
会員募集中



PICK UP 情報
旬なお知らせを
いつでも確認できます！

